

綾瀬市消防活動検討会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市警防規程（平成4年綾瀬市消防本部訓令第5号）第15条第2項の規定に基づき、綾瀬市消防活動検討会（以下「検討会」という。）の組織等について、必要な事項を定めるものとする。

(検討会の実施)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について、消防活動上特に検討が必要と消防署長が認めたときに開催するものとする。

(1) 災害活動事例の内容等

(2) 綾瀬市警防調査実施要綱（平成5年2月1日施行）第2条に規定する警防調査の結果等

(検討会の組織等)

第3条 検討会は、災害活動又は警防調査（以下「活動等」という。）に従事した次に掲げる職員をもって組織する。

(1) 副署長

(2) 主幹、副主幹又は総括主査及び主査

(3) その他消防署長が必要と認めるもの

2 検討会に実施責任者を置き、複数の担当で活動等した場合は副署長をもって、単独の担当で活動等した場合はその担当の主幹、副主幹又は総括主査をもって充てるものとする。

3 前項の実施責任者は、検討会の座長となる。

(検討の内容)

第4条 検討会の検討内容は、次に掲げるものとする。

(1) 地水利の状況

(2) 出場経路

(3) 建物等の構造

(4) 活動の状況

(5) その他今後の活動上参考となる事項

(検討会の実施時期)

第5条 検討会は、原則として活動等実施後の勤務日に速やかに実施するものとする。

(報告)

第6条 検討会を実施した場合は、消防活動検討結果報告書(別記様式)により、速やかに消防署長に報告しなければならない。

(報告書の管理)

第7条 前条の規定に基づき作成した報告書は、災害活動等の資料とするため適正に管理しなければならない。

附 則

この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）その1

消 防 活 動 検 討 結 果 報 告 書

年 月 日

綾瀬市消防署長 殿

所 属

職

氏 名



年 月 日に実施した（ ）消防活動検討会の結果を次

のとおり報告します。

- 1 所在地 綾瀬市
- 2 名称等
- 3 検討事項
- 4 検討概要 別紙消防活動検討概要書のとおり

別記様式（第6条関係）その2

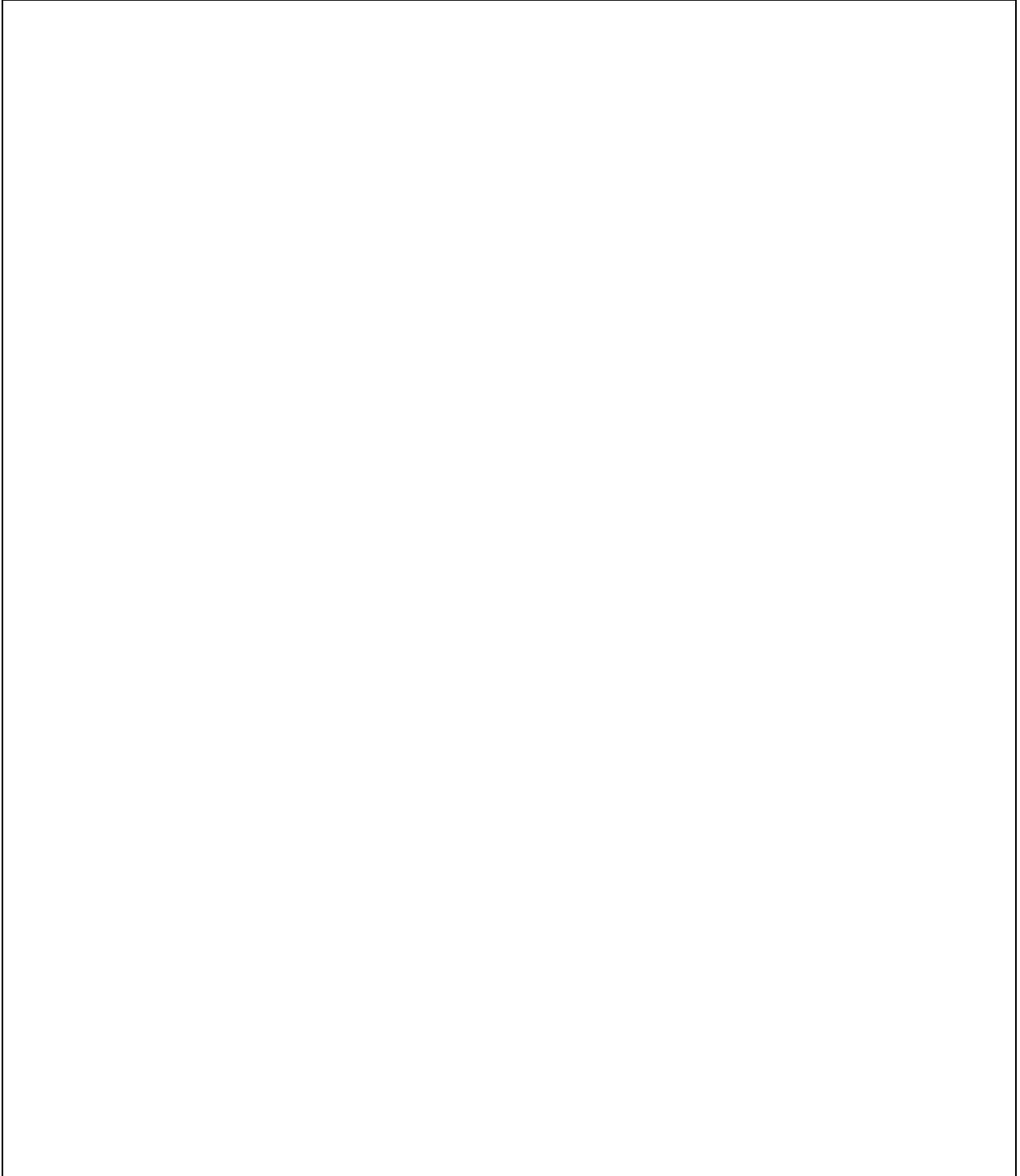
消 防 活 動 検 討 概 要 書

活動概要
検討内容
検討結果
備考

消防活動を検討した結果、必要に応じて消防活動検討図を作成して添付すること。

別記様式（第6条関係）その3

消 防 活 動 検 討 図



作成に当たっては消防用図式記号を用いて作成すること。